

東北地方太平洋沖地震による津波における津波漂流物対策の効果について

北海道開発局では、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定（平成18年2月）され、津波の危険が高い道東地域の3港湾（釧路港、十勝港、えりも港）において、津波漂流物対策施設を平成19年度から21年度にわたり整備してきました。

この施設は、津波が来襲し、係留している漁船が市街地に流れ出すこと、車両などの津波漂流物が港内に散乱することをくい止めることができる施設です。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波において、これらの津波漂流物対策施設の効果が確認されました。

1 津波漂流物対策施設の効果

(1) えりも港、十勝港（資料1・資料2）

係留してあった漁船が津波により移動したが、津波漂流物対策施設により捕捉され、漁船が市街地側へ流されませんでした。その他、多数の漁具等についても補足し、港内への散乱を防ぎました。



えりも港



十勝港

(2) 釧路港（資料3）

駐車している自動車（軽自動車）が津波により移動散乱したが、軽自動車が津波漂流物対策施設により捕捉され、海に流されませんでした。



2 津波漂流物対策施設の整備の目的・背景

北海道太平洋沿岸地域は地震の多発地域で、平成5年1月の釧路沖地震、平成6年10月の北海道東方沖地震、平成15年9月の十勝沖地震等、これまでも多くの大規模地震の被災を受けています。

また、北海道沿岸等での特に巨大な津波に対する防災対策の確立を図るために、平成15年には中央防災会議で「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が設置され、平成18年2月には「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されました。

本指定を踏まえ、北海道開発局では津波の危険が高い道東地域の3港湾（釧路港、十勝港、えりも港）において津波漂流物対策施設の整備を行ってきました。

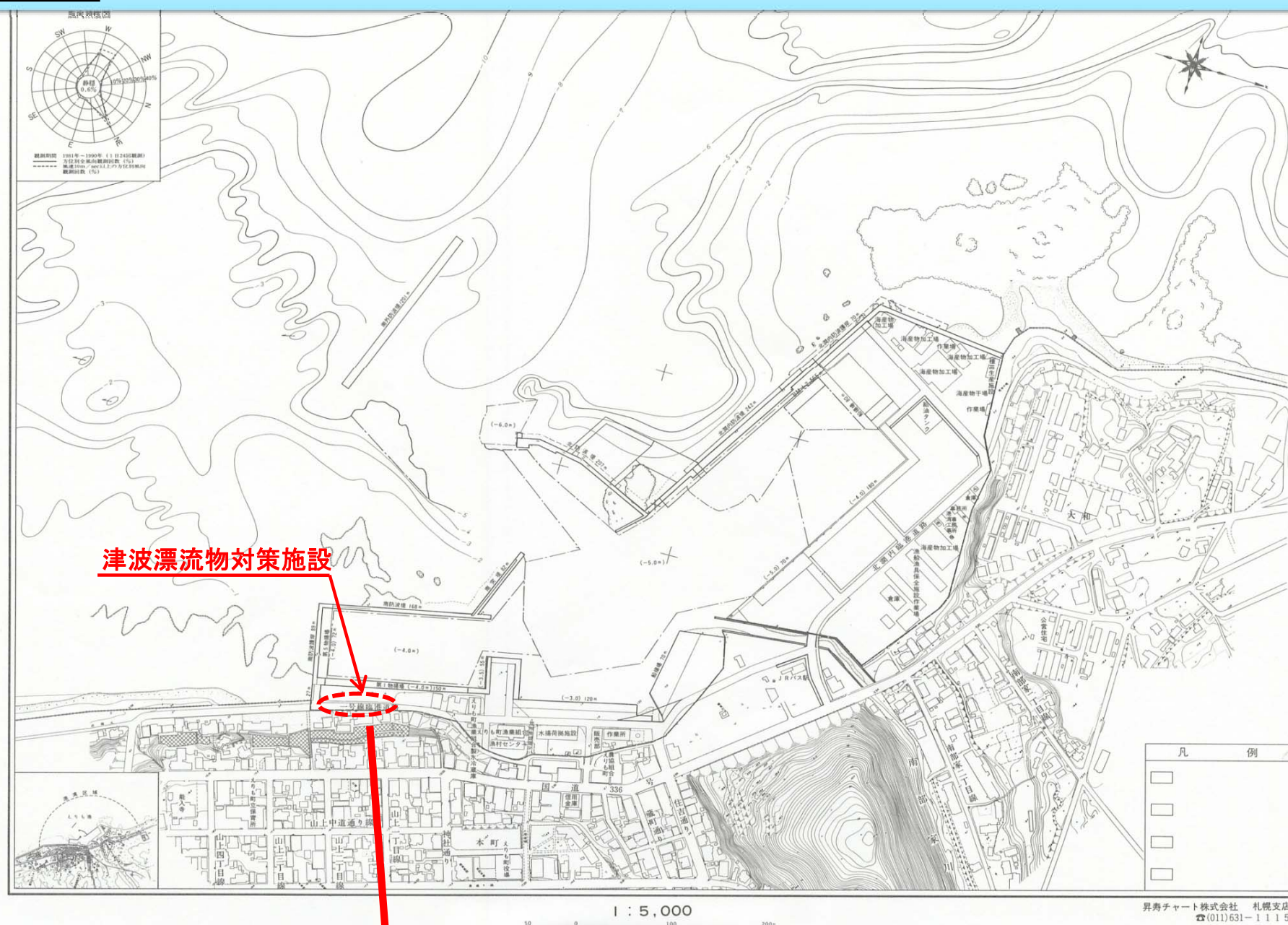
3 今後の方針

今回の地震による津波における津波漂流物対策施設の効果として、本施設により漂流物の流入・流出による二次被害を低減することができました。

今後は、港湾管理者、利用者等の意見を聞き、その効果についてさらに検討を加え、進めてまいります。

資料1

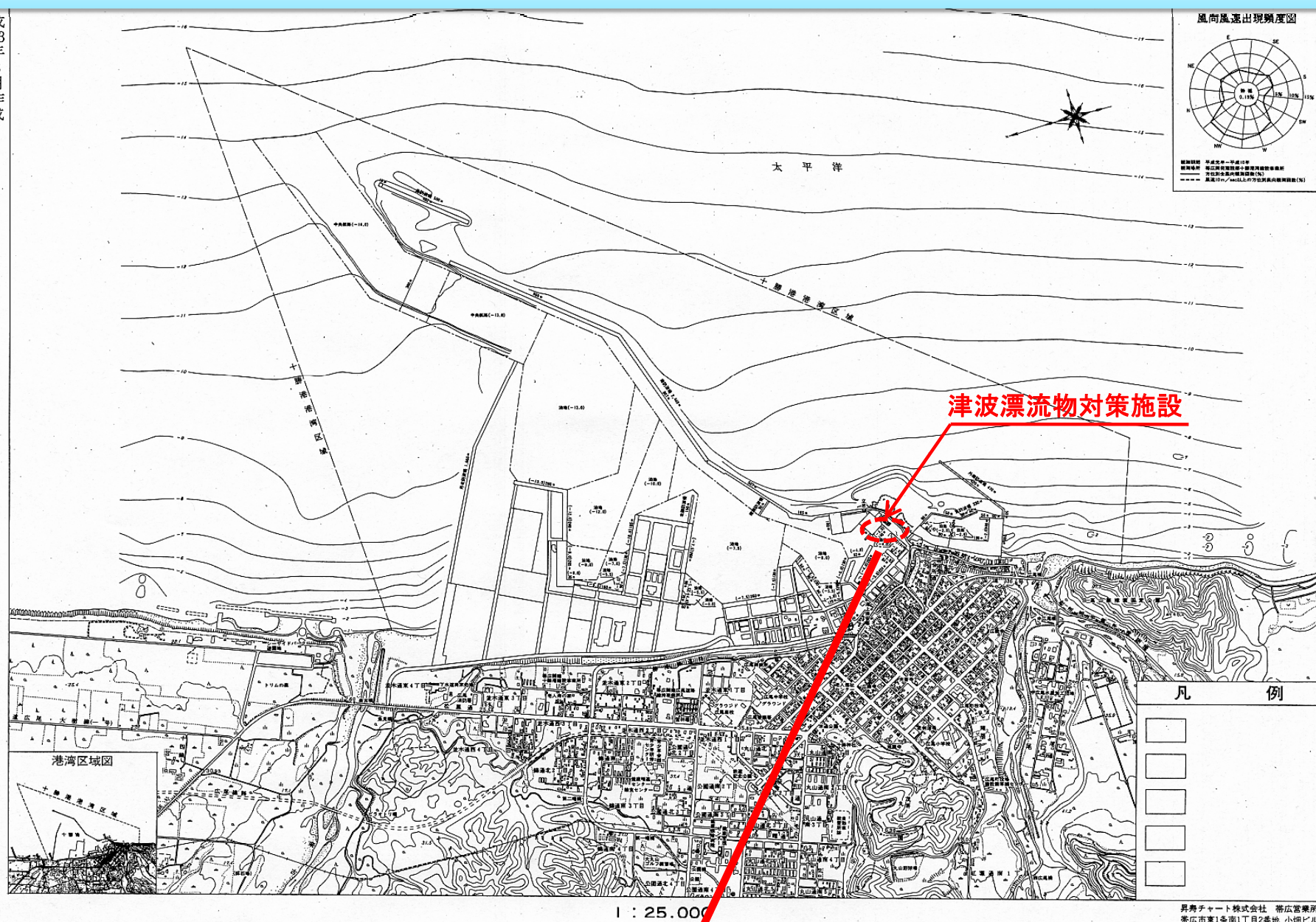
■えりも港 津波漂流物対策施設



えりも港 本港地区



成13年3月作成

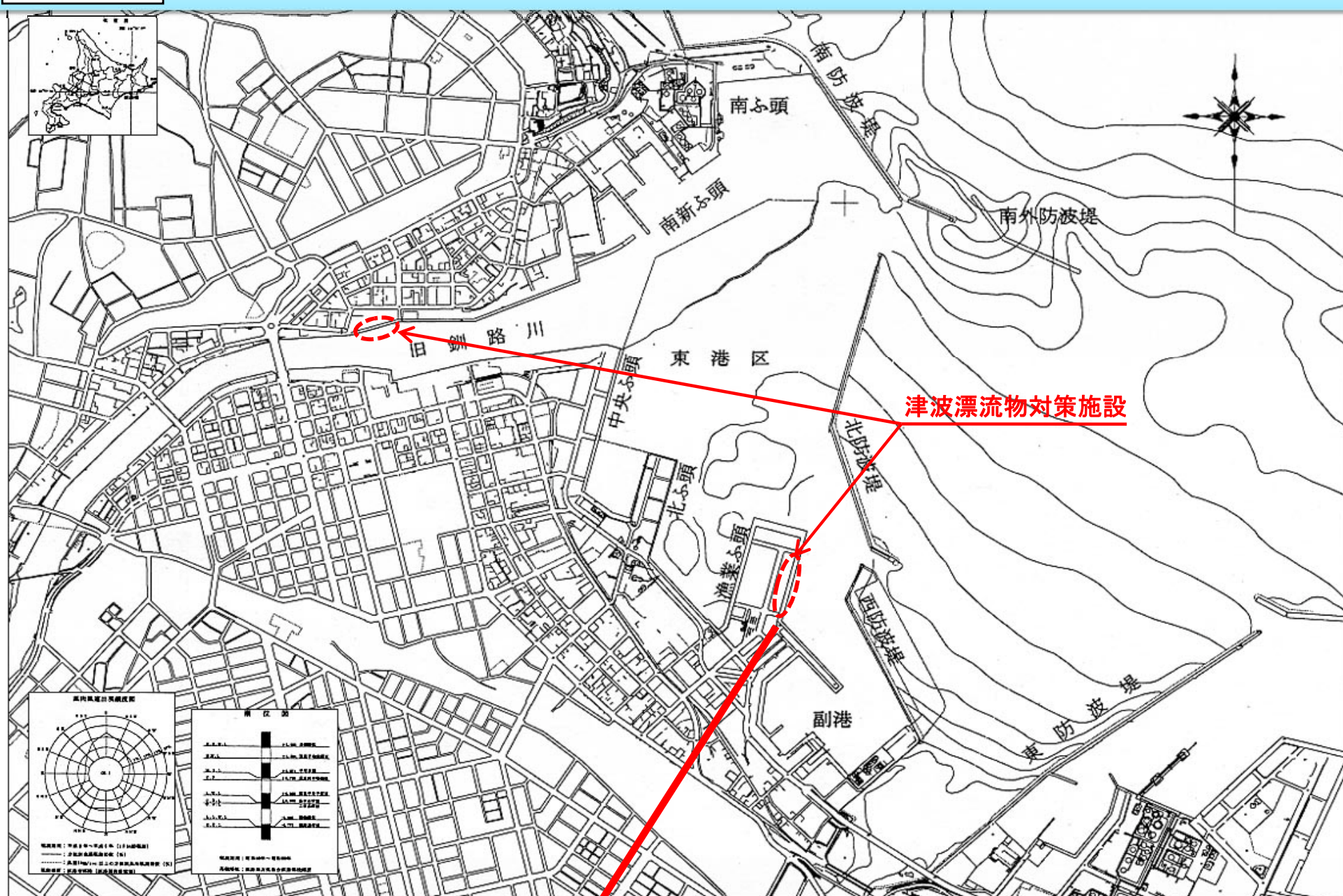


十勝港 南地区



資料3

■釧路港 津波漂流物対策施設



釧路港 副港地区



津波高; +3.0m程度
延長; 260m
高さ; 約1m(D.L.+3.41m)